

日臨整第号
令和7年月日

各県代表者 各位

一般社団法人日本臨床整形外科学会
理事長 長谷川 利雄

〒110-0016
東京都台東区台東 4-26-8
御徒町台東ビル 6階
TEL : 03-3839-5363
FAX : 03-3839-5366
Mail : office@jcoa.sakura.ne.jp

外来・在宅ベースアップ評価料（I）に関する周知のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から JCOA の諸活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会の長島公之常任理事から外来・在宅ベースアップ評価料（I）の届出様式が大幅に簡素化されたことについて、本会会員への周知の依頼がございました。

つきましては、別添の文書を貴都道府県内の会員へお送り下さいますようお願いいたします。

何卒ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

日臨整第号
令和7年月日

会員 各位

一般社団法人日本臨床整形外科学会
理事長 長谷川 利雄

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出様式の簡素化 並びに給付金に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会の長島公之常任理事から外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出様式が大幅に簡素化されたことについて、本会会員への周知の依頼がございました。

また、政府の賃上げに向けた生産性向上の取り組み支援の補正予算による給付金を受け取るためには「ベースアップ評価料」を算定している医療機関となります。

令和7年2月中にまでに「ベースアップ評価料」の届出を行うことを推奨いたします。

何卒ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 給付金について

- （1）「ベースアップ評価料」を算定している医療機関なので、令和7年2月中に届出が必要です。
- （2）申請方法等につきましては、厚生労働省から示され次第、日本医師会からご案内がございました。

2. 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の新様式について

- （1）日本医師会ウェブサイトのメンバーズルーム内、医療保険の「令和6年度診療報酬改定に関する情報」で作成方法を動画で解説されています。

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>

（注：日本医師会会員用のユーザー名とパスワードが必要です。）



(2) 既に外来・在宅ベースアップ評価料（I）を届け出ている医療機関については、今回の新様式を改めて届出する必要はございません。

(3) 厚生労働省ウェブサイト 外来・在宅ベースアップ評価料（I）のみを届出する場合（評価料 I 専用届出様式）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/baseup1-aplform202501.xlsx>



(4) 厚生労働省ウェブサイト 上記以外の場合（従来版様式）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/baseup-aplform20240911.xlsx>

